



# 平成24年度能力開発基本調査(企業票)

所在地		
企業名		
	郵便バーコード	
企業ID		産業分類番号
パスワード		

記入担当者		
所属課名		
電話番号	 	
メールアドレス		
氏名	 	

宛名の所在地、貴社名に誤りがある場合には赤色 ボールペン等でご訂正ください。

## -調査にあたって-

- 1 この調査票に記入された事項については、個別企業の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。
- 2 この調査票は、企業を調査単位としております。本社以外に支社、工場及び営業所などの事業所があれば、それらも含めてご回答ください。
- 3 特にことわりのないかぎり、<u>平成24年10月1日現在</u>の状況についてご記入ください。
- 4 特にことわりのないかぎり、該当する選択肢を1つ選び番号を○で囲んでください。
- 5 文中で数字 (\* 1、\* 2···) を付している用語には、その説明を設問の近くに載せました のでご参照ください。
- 6 調査票の実数記入欄など、ご記入上特にご注意いただきたい点について、その説明を設 問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 7 記入が終わりましたら、同封の封筒(切手不要)で<u>平成24年11月22日まで</u>にご返送くだ - さい。
- 8 調査票の内容などにご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

調査のお問合せ: 厚生労働省能力開発基本調査事務局

メール: nou-ki@surece. co. jp

調 査 主 体: 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

## I 貴社の概要について

## すべての企業にうかがいます

問1 貴社全体(本社、支社、工場、営業所等を含めた全体)の常用労働者\*1数を正社員\*2・正社員 以外\*3に分けてご記入ください(平成24年10月1日現在)。

(いない場合は「O」をご記入ください。)

常用労働	者数					
正社員		i !	I I I	! !	i I I	人
正社員以外	1	I I	I I I	] ]	1 ] ]	人

#### 【問1】

貴社に直接雇用されずに、事業所内で就業する者 (派遣労働者及び請負労働者)は含みません。

# Ⅱ OFF- JT及び自己啓発支援に支出した費用について

# すべての企業にうかがいます

問 2

(1) 貴社では平成23年度に、OFF-JT\*4又は自己啓発\*5支援に費用を支出しましたか。

	支出した	支出していない
O F F – J T	1	2
自己啓発支援	1	2
		い

→ いずれも「2」の場合は 問3へ

## 問2(1)で「1 支出した」に〇をつけた企業にうかがいます

(2) 貴社が平成23年度に実施した、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した総額はいくらですか。 OFF-JT及び自己啓発支援それぞれの総額をご記入ください(単位は万円です。一万円未満は万の位に「O」をご記入ください。)。

	OFF-	JТ	
平成23年度	百十一億千百		0,000円

		自	己啓	発支	援	Ž.			
平成23年度	百十	,	億千	百	,	十万	0,0	0 0	円

## \* 1 常用労働者

貴社に直接雇用されている労働者で①・②のどちらかに該当する労働者をいいます。 なお、別企業に出向している者は含めないでください。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ② 臨時又は日雇労働者で、調査日前の2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者

#### \* 2 下計員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた、いわゆる 正社員をいいます。

#### \*3 正社員以外

常用労働者のうち、上記正社員以外の人をいいます(「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人など)。なお、派遣労働者及び請負労働者は含みません。

#### \*4 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で 実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練 機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)が、これに含まれます。

#### \* 5 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいいます(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません。)。

## Ⅲ 能力開発の方向付けについて

# すべての企業にうかがいます

問3 労働者に対する貴社の能力開発の方向付けは、次にあげるAとBのどちらに近いですか。現在の方向付けと今後(5年後)の方向付けのそれぞれについて、正社員、正社員以外に分けて、○をつけてください(項目ごとにそれぞれ1つずつ○をつけてください。)。

## 正社員

	能力	Aである	Aに近い	Bに近い	Bである	正社員 は在籍 してい ない		
(I)	労働者の能力開発方針は	A:企業主体で決定	現在	1	2	3	4	
(I)	万関石の配列州先力が成立	B:労働者個人主体で決定	今後	1	2	3	4	
	職業能力評価を行い、 かつ、処遇に関連づけ ≺	A:そのように実施する	現在	1	2	3	4	
4	ていく	B:そのように実施しない	今後	1	2	3	4	
(2)	どの範囲の労働者の能 力を高める教育訓練を ~	A: 労働者全体	現在	1	2	3	4	5
3	重視するか	B:選抜した労働者	今後	1	2	3	4	J
	重視する教育訓練は	A: OJT*6	現在	1	2	3	4	
4)	単沈りる教育訓練は	_ B : OFF-JT	今後	1	2	3	4	
(E)	教育訓練の実施は	A:外部委託・アウトソーシング	現在	1	2	3	4	
(3)	牧月岬麻り天肥は	_ B: 社内	今後	1	2	3	4	

# 正社員以外

	能力	Aである	Aに近い	Bに近い	Bである	正社員 以外籍 ていい		
1	労働者の能力開発方針は	A:企業主体で決定	現在	1	2	3	4	
1	万関省の肥力	B: 労働者個人主体で決定	今後	1	2	3	4	
	職業能力評価を行い、 かつ、処遇に関連づけ ~	A:そのように実施する	現在	1	2	3	4	
2	ていく	B:そのように実施しない	今後	1	2	3	4	
<b>(2)</b>	どの範囲の労働者の能 力を高める教育訓練を ~	A: 労働者全体	現在	1	2	3	4	5
(i)	重視するか	B:選抜した労働者	今後	1	2	3	4	υ
	重視する教育訓練は	A:OJT	現在	1	2	3	4	
4)	里沈りる教育訓練は	B:OFF-JT	今後	1	2	3	4	
(E)	教育訓練の実施は	A:外部委託・アウトソーシング	現在	1	2	3	4	
(3)	牧月	B: 社内	今後	1	2	3	4	

#### \* 6 OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいいます。直接の上司が、業務の中で作業方法等について、部下に指導することなどがこれにあたります。

## IV 能力開発の実績・見込みについて

# すべての企業にうかがいます

問4 労働者一人当たりの教育訓練費として、OFF-JT又は自己啓発支援の費用について、過去3年間(平成21年度~平成23年度)の実績及び今後3年間(平成24年度~平成26年度)の見込みについてお答えください。正社員、正社員以外ごとにそれぞれ該当するもの1つに○をつけてください。

正社員

		追	過去3年	間				徐3年	間	
	上昇傾向	増減なし	下降傾向	実績なし	正社員は 在籍して いない	上昇傾向	増減なし	下降傾向	実績なし	正社員は 在籍して いない
О F F — Ј Т	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
自己啓発支援	1	2	3	4	J	1	2	3	4	

正社員以外

工作員以77	1									
		過去3年間					今後3年間			
	上昇傾向	増減なし	下降傾向	実績なし	正社員以 外は在籍 していな い	上昇傾向	増減なし	下降傾向	実績なし	正社員以 外は在籍 していな い
О F F — Ј Т	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
自己啓発支援	1	2	3	4	3	1	2	3	4	3

# V 事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者について

# すべての企業にうかがいます

問5

(1) 貴社では、事業所において、職業能力開発促進法第11条に定める事業内職業能力開発計画\* $^7$ を作成していますか。該当するもの1つに○をつけてください。

すべての事業所において作成している	1	
一部の事業所においては作成している	2	
いずれの事業所においても作成していない	3	→ 5頁問6(1)へ

# 問5(1)で「1 すべての事業所において作成している」又は「2 一部の事業所においては作成している」に〇をつけた企業にうかがいます

(2) 事業内職業能力開発計画を作成している事業所について、どのような方法で作成していますか。 該当するもの**1つ**に○をつけてください。

本社が事業内職業能力開発計画を一つ作成し、すべての事業所に適用している	1
すべての事業所について、事業所ごとに作成している	2
本社が作成した事業内職業能力開発計画を適用している事業所と、事業所ごとに作成している事業所がある	3

#### \* 7 事業内職業能力開発計画

職業能力開発促進法第11条により規定された、「事業主が、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するために作成する計画」をいいます。

## すべての企業にうかがいます

問6

(1) 貴社では、事業所において、職業能力開発促進法第12条に定める職業能力開発推進者\*\*を選任していますか。該当するもの1つに○をつけてください。

すべての事業所において選任している	1	
一部の事業所においては選任している	2	
いずれの事業所においても選任していない	3	──→ 質問は以上です。

# 問6(1)で「1 すべての事業所において選任している」又は「2 一部の事業所においては選任している」に〇をつけた企業にうかがいます

(2)職業能力開発推進者を選任している事業所について、どのような方法で選任していますか。該当するもの**1つ**に○をつけてください。

本社が職業能力開発推進者を一人選任し、すべての事業所について兼任させている	1
すべての事業所について、事業所ごとに選任している	2
本社が選任した職業能力開発推進者を配置している事業所と、事業所ごとに選任している事業所がある	3
他の事業所もしくは他の事業主と共同で選任している	4
その他	5

### \*8 職業能力開発推進者

職業能力開発促進法第12条により規定された者であり、選任することが事業主の努力義務とされています。具体的な業務は以下のとおりです。

- ・事業内職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務
- ・職業能力開発に関し、その雇用する労働者に対し行う相談、指導等の業務等

